平成２７年（フ）第６０号
愛媛県東温市横河原1350―５　アカデミア横河原202号、住民票上の住所愛媛県松山市南久米町419番地１
債務者　根岸　易弘
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４１号
山形市鈴川町３丁目18番51―223号　県営第２アパート２
債務者　板垣　幸雄
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
山形県上山市旭町２丁目７番２―221号
債務者　渡辺　清一
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
山形市諏訪町１丁目４番16号
債務者　森　　裕二
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号
函館市深堀町40番10号
債務者　中島登詩子
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７１７号
大阪市平野区西脇２丁目７番４号、前住所大阪市平野区西脇１丁目11番13―505号
債務者　北埜　元務
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９５号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1204号
債務者　岡村大吉こと　盧　　大吉
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６５号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号―504、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里７丁目８番７―503号
債務者　川田　善美
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９６号
大阪府枚方市三栗１丁目１番57号、前住所大阪府枚方市茄子作北町28番６号
債務者　松坂　明美
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９００号
大阪市大正区泉尾７丁目13番１―307号
債務者　豊島　健治
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２５号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―815号
債務者　尾本　順子
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００４号
大阪市西淀川区佃３丁目８番12号
債務者　三池　義昭
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８２号
大阪市淀川区十三東３丁目23番８―402号
債務者　西田　耕作
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６３号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―308号
債務者　箕浦　誠一
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１６号
大阪市平野区平野南１丁目３番20号オーツーフォレスト203
債務者　川村　公夫
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４４号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番20―215号
債務者　山﨑　英夫
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４８号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―401号
債務者　関本　重人
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部